

宮代町硬式テニスクラブ規約

第1章 総 則

第1条 本会は、宮代町硬式テニスクラブ(以下「本会」)と称する。
本会は、宮代町テニス協会(県登録は南埼玉郡テニス協会)に属する。

第2条 会員構成

- 1 本会は、宮代町在住、在勤、在学者によって組織する。
- 2 1の他に、宮代町以外でも本会の趣旨に賛同し、事業に積極的に参加することを条件として、運営委員会の承認を得た者は入会することが出来る。
- 3 休部を1年以上の者は、脱会とみなし除名する。但し、他の地域に転勤した者は、運営委員会の承認を得て在籍することが出来る。(入会金不要)

第2章 目 的

第3条 本会は、硬式テニスを通じて体力の向上、並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3章 役 員

第4条 本会の運営にあたり、次のように役員を置く。

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 会 長 | 1 名 |
| 2 | 副 会 長 | 若干名 |
| 3 | 会 計 | 2 名 |
| 4 | 運 営 委 員 長 | 1 名 |
| 5 | 運 営 委 員 | 若干名 |
| 6 | 監 査 | 2 名 |
| 7 | 事 務 局 | 1 名 |

※運営委員会は、会長、副会長、会計、運営委員、事務局で構成する。

第5条 役員は、会員内から互選する。

第6条 役員の任期は、原則として2年とする。但し、再任を妨げない。

原則として宮代町スポーツ協会の役員任期と同じにする。

第7条 本会には、運営委員会を置き、必要に応じて会長が招集する。

第4章 会 計

第8条 1 本会は、会運営費として年間定められた会費4,800円を徴収する。

2 会費は、毎年4月に納めるものとする。

3 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第9条 1 新規加入者は、入会金1,000円を納入する。

- 2 途中入会者の会費については、年会費より算出する。
- 3 会費未納者については、運営委員会の決議を得て除名することがある。

第5章 総 会

- 第10条
- 1 本会は、年1回3月（又は4月）に総会を開くものとする。
 - 2 総会で次の事項を審議決定する。
 - (1) 前年度の事業報告及び決算
 - (2) 当年度の事業及び予算
 - (3) その他必要事項

第6章 行 事（事 業）

- 第11条 本会は、次の行事を行う。
- 1 町民スポーツ大会
 - 2 年齢別男子ダブルス大会
 - 3 県大会参加
 - 4 親睦会
 - 5 クラブ内大会
 - 6 納会
 - 7 クラブ内合同練習
 - 8 講習会
 - 9 その他大会参加

付 則

本会の規約の改正は、総会出席者の過半数の決議において決定する。

本会の規約は、昭和56年9月6日より施行する。

- 1 改正 昭和57年5月30日
- 2 改正 昭和60年4月21日
- 3 改正 平成6年3月27日
- 4 改正 平成10年3月22日
- 5 改正 平成13年3月25日
- 6 改正 平成28年3月13日
- 7 改正 令和7年11月2日
- 8 改正 令和8年3月8日